

基本構想（案）に対する庁内意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する庁内意見等	対応方針（案）
<p>全体的事項 プランニングアセスメント（p．a）基本構想（環境政策課）</p>	<p>名称については、ご意見、最終案に対する市民意見等を踏まえ、検討します。</p>
<p>はじめに 「あらかじめその影響を調査、予測、評価し」を「あらかじめその影響を予測、評価し」に変更。（地球環境担当）</p> <p>「事業の実施段階で」を「個別の事業の実施内容がほぼ固まった段階で」に変更。（地球環境担当）</p> <p>「環境アセスメントが行われるという」を「環境アセスメントが行われることから、十分な環境負荷の低減ができていないという」に変更。（地球環境担当）</p> <p>「したがって」を「このようなことから」に変更。（地球環境担当）</p> <p>「事業に先立つ政策や計画の立案段階で環境への配慮を組み入れていく」を「事業の実施に先立って政策や計画を立案する段階において、環境に配慮する仕組みを組み入れた」に変更。（地球環境担当）</p> <p>「新たな環境アセスメント制度」を「新たな制度」に変更。（地球環境担当）</p> <p>「取組が始まったばかりであり」を「取組が始まったばかりで」に変更。（地球環境担当）</p> <p>「積み重ねることにより」を「積み重ねながら」に変更。（地球環境担当）</p>	<p>法、市条例等についての説明において、汎用的に使用されているので、案のとおりとします。</p> <p>「事業の実施内容がほぼ固まった段階で」に修正します。</p> <p>制度上の限界についての説明は、趣旨に記載しているので、案のとおりとします。</p> <p>「このようなことから」に修正します。</p> <p>「事業に先立つ政策や計画を立案する段階に環境への配慮を組み入れていく」に修正します。</p> <p>環境アセスメント制度を強調するため、案のとおりとします。</p> <p>趣旨は変わらないことから、案のとおりとします。</p> <p>「積み重ねることにより、その問題点などを抽出・検討したうえで、」と考えているので、案のとおりとします。</p>

基本構想（案）に対する庁内意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する庁内意見等	対応方針（案）
<p>第1章 趣 旨</p> <p>「環境への配慮を組み入れ」を「環境に配慮する仕組みを組み入れ」に変更。（地球環境担当）</p> <p>現行のアセス制度においても、案が固まっていない段階で方法書（実施計画書）の手続きを行うことが本来であり、これにしたがって手続きが行われる限りは、「現行の環境アセスメント制度の限界」というほどの問題はないと考える、制度の問題ではなく、案が固まった段階で手続きが進められていることが問題なのではないか。（計画調整課）</p> <p>「事業の前提となる政策や計画等に市民等の意見が反映されていないという課題があります。」と述べているが、市の政策に関わる計画や都市計画の策定にあたっては、市民の意見を計画に反映できるよう措置されている。したがって、この表現は誤りであり、市民の誤解を招く恐れがある。（西風新都整備部調整課）</p> <p>地球環境の保全や持続可能な社会の実現などに向けた環境施策が必要であるのはもっともなことだが、総合環境アセスメントという手間のかかる手続きを付加する以上は、広島市全体の諸活動のなかで、総合環境アセスメントの仕組みで捕捉可能な割合や予測される具体的な効果の程度を示すなど、この制度が意味あるものであることを各方面に知らしめることが必要ではないか。（前回も意見を出したが、現行制度の問題点と新制度の効果などを具体的、定量的に整理して、費用対効果的な評価を行わないと、本当に意味のある制度にはならないと考える。）（計画調整課）</p>	<p>「仕組み」と「システム」が重複することになるので、案のとおりとします。</p> <p>現行の環境アセスメント制度は、事業計画を具体化する段階からの手続きを定めたものであり、そういう段階で環境アセスメントが行われるという制度上の限界があると考えています。</p> <p>計画等によっては、環境への影響について、十分な市民との情報交流が図られていないと考えられることから、「環境への影響について」を追加します。</p> <p>捕捉可能な割合や予測される具体的な効果を定量的に示すことなどは困難ですが、本制度の必要性（計画等への環境配慮は当然のこととして、市民参加によるまちづくりなど）については、関係課などへ周知していきます。</p> <p>なお、資料に、「現行の環境アセスメント制度の限界」を記載します。</p>

基本構想（案）に対する庁内意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する庁内意見等	対応方針（案）
<p>第2章 新たな環境アセスメント制度の構築 「連携」を「併用」に変更。(地球環境担当)</p> <p>「全ての段階で適切な環境への配慮を組み入れ」を「全ての段階で適切に環境に配慮していく仕組みを組み入れ」に変更。(地球環境担当)</p> <p>「<u>実効性のある</u>市民参加の機会を設けている。」と述べているが、「実効性のある」という語句を付加すると、現行の制度が「実効性のないものだ」という誤解を与える可能性がある。市民参加を取り入れている各種の現行制度も実効性を持たせるよう各部署が努めており、このような誤解を招かないよう削除されたい。 (西風新都整備部調整課)</p> <p>「計画アセス」を「計画アセスメント」に修正すべきである。(理由：他の箇所での表記に統一するため。)(西風新都整備部調整課)</p> <p>事業アセスの限界を補完するものとして総合環境アセスメント制度が導入されることとなっているが、施設の候補地が1箇所しかない場合については、事業アセスの中で施設の構造等の複数案を検討するなどして、別立ての計画アセスを省略することも許容されるべきではないか。(計画調整課)</p> <p>大規模な事業について、総合環境アセスメントと従来の事業アセスの二本立ての制度を導入することよりも、従来の事業アセスの対象事業を拡大することの方が、環境保全上の効果が大きい場合もあるのではないか。(計画調整課)</p>	<p>本格的な制度化にあたっては、現行の制度との整合性を図ることになっているので、案のとおりとします。 「全ての段階に適切な環境への配慮を組み入れ」に修正します。</p> <p>ここでは、戦略的環境アセスメント、計画段階アセスメントの特徴を述べているので、誤解は招かないと考えています。</p> <p>「事業アセス」に対する用語として「計画アセス」と表記しているので、案のとおりとします。</p> <p>本制度の対象計画等については、当面は、個別の案件ごとに対象とするかどうかを判断することし、今後、関係課と協議しながら、計画等のふるいわけについて検討します。</p> <p>本制度は、計画等の立案段階から事業の実施に至るまでの全ての段階に適切な環境への配慮を組み入れるとともに、市民参加によるまちづくりを促進するものであります。</p>
<p>第3章 対象計画等 図3の「市基本計画」を「広島市基本計画」に変更。(地球環境担当)</p> <p>小規模な複数の事業を統括する計画の場合、総合環境アセスメントの対象にはなっても、個々の事業については事業アセスの対象外となる場合があると思うが、そういう解釈でよいか。 (計画調整課)</p>	<p>例示として示したものであるので、「市基本計画」、「××処理施設」に修正します。 そのように考えています。</p>

基本構想（案）に対する庁内意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する庁内意見等	対応方針（案）
<p>当面、広島市が策定する計画を対象とするところがあるが、広島市域内の国道、指定都市高速道路など、市民への影響の大きな都市計画施設で、広島県が都市計画を決定するものについてはどうなるのか。（都市計画課）</p> <p>既存の事業について抜本的な見直しを行う場合も総合環境アセスメントの対象となるのか。（計画調整課）</p> <p>個別の事業が都市計画案件である場合、それらの上位計画の策定時のアセス手続きについては、各事業部局が主体となると考えてよいか。（計画調整課）</p> <p>市が都市計画決定するが、事業主体は民間となる施設についても当面の対象となるのか。（計画調整課）</p> <p>同一場所での既存施設の改築も対象となるのか。土地区画整理事業や市街地再開発事業など、他の場所との比較というのがあり得ない事業についても対象となるのか。（計画調整課）</p> <p>ここで述べているとおり「評価のための技術的手法等が確立されていない」のであるから、実務上、運用が困難なのではないか。環境局が技術的手法等の指針案を示さなければ、対応できないのではないかと考える。（西風新都整備部調整課）</p> <p>当面は「環境に影響を及ぼすおそれが大きい個別事業の計画に適用し」としているが、個別事業の計画に適用するのであれば、現在の「事業段階のアセスメント」との差が希薄であると考えられる。個別事業になる以前の上位計画に適用するのでなければ、二重の手続きになるだけで意味がないと考える。（西風新都整備部調整課）</p> <p>図4の民間事業者の部分は、「政策」や「上位計画」とは関わらないのではないかと。（西風新都整備部調整課）</p>	<p>当面、広島市自らが実施主体であり、策定する計画に適用することとし、今後、運用実績を積み重ねて、関係課と協議しながら、適用範囲の拡大を検討します。</p> <p>当面は、個別の案件ごとに、関係課と協議・検討します。</p> <p>基本的には、各事業部局が主体となるものと考えていますが、詳細な手続き等については、十分に関係課と協議しながら検討します。</p> <p>当面は、市自らが事業主体であり、環境に影響を及ぼすおそれのある個別事業の計画に適用することとします。</p> <p>当面は、個別の案件ごとに、関係課と協議しながら、本制度の対象とするかどうか判断していきます。</p> <p>今後、関係課と協議しながら、環境局でガイドラインなどを策定し、運用実績を積み重ねて、本格的な制度化を図りたいと考えています。</p> <p>当面は、比較的運用が可能と考えられる個別事業の計画（基本構想、基本計画など複数案の検討が可能な段階）を対象とし、今後、運用実績を積み重ねて、適用範囲の拡大を検討します。</p> <p>基本構想では、行政、民間事業者における活動の基本方針や方向性を定めるものを「政策」、政策を実現するため、具体的な方策を示したものを「上位計画」と呼んでいます。</p>

基本構想（案）に対する庁内意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する庁内意見等	対応方針（案）
<p>第4章 手続きのあり方</p> <p>個別の案件ごとに、総合環境アセスメントの対象とするかどうかを判断していくこととしているが、誰が判断するのか。もしも、事業者側に判断させるのであれば、実効性はあがらなくなるのではないかと懸念される。（環境政策課）</p> <p>専門家の意見を聴く手法として、それぞれの事業課ごとに行うのではなく、まとめて意見を聴く場を設けるなど、主管課に負担がかからないようにする。（環境政策課）</p> <p>市長が専門家から意見を聴くとあるが、環境影響評価審査会のことか。（計画調整課）</p> <p>このような手続きが付加された場合、計画段階から事業実施までの期間が現在よりもかなり延びるものと思われるため、手続きの迅速化や簡素化などについても検討していただきたい。（計画調整課）</p> <p>都市計画道路を定める場合、アセス法や条例、都市計画法などに基づいて手続きを行っており、総合環境アセスの手続きと場合によっては重複すると考えられる。第4章の現行の環境アセス制度などと調整を図りつつ、柔軟に対応する旨の記述は、計画等の内容によっては、「現行制度の手続きを行えば、総合環境アセスの手続きは不要である」という選択肢もありうるかと解して良いか。（道路計画課）</p> <p>また、今後の道路の計画に係る総合環境アセスの運用やガイドラインの作成等にあたっては、事前に当課を含め関係課との十分な協議・調整をお願いします。（道路計画課）</p>	<p>当面は、個別の案件ごとに、関係部局と協議しながら、環境局で判断していきます。</p> <p>専門家からの意見聴取については、環境局において学識経験者からなる審査会を設置し、意見を聴くよう考えています。</p> <p>専門家については、今後、環境影響評価審査会を基に検討します。</p> <p>具体的な手続きについては、手続きが効率的なものとなるよう、今後、手続きの簡素化を検討します。</p> <p>当面は、個別の案件ごとに、関係課と協議しながら、本制度の対象とするかどうか判断していきます。</p> <p>本制度の運用等については、十分に関係課と協議しながら検討します。</p>

基本構想（案）に対する庁内意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する庁内意見等	対応方針（案）
<p>第5章 調査・予測・評価のあり方 「計画等の予測・評価の」を「計画等の実施による環境への影響を予測・評価する」に変更。（地球環境担当）</p> <p>環境の範囲は、現行の事業アセスの項目を基本とするとあるが、持続可能な社会を実現することが最終目標であれば、それに合ったように評価項目を見直すことが必要ではないか。</p> <p>特に環境への負荷という観点からは、ヒートアイランド現象の緩和や水循環の適正化など、地域環境、ひいては地球環境の改善につながらないのであれば、持続可能な社会の実現というのは絵空事に過ぎなくなるのではないか。（計画調整課）</p> <p>累積的・複合的影響の評価結果を環境配慮に反映させる際において、各計画・事業主体にどのような環境配慮を求め、環境負荷の総量をいかにコントロールするかについて、総合環境アセスメントとは別に、検討していく必要がある旨記述されており、総合環境アセスから切り離れた課題提起の表現となっている。計画・事業主体が異なれば、その利害関係も異なり、特に民間事業者間ではその調整が困難な場合も想定され、結果として本制度が実効性あるものにならない場合も懸念されるがどうか。（道路計画課）</p>	<p>「調査・予測・評価の」に修正します。</p> <p>現行の事業アセスにおける環境の範囲については、持続可能な社会の実現を視野に入れて設定したものであるため、見直す必要はないと考えています。</p> <p>「この点については、総合環境アセスメントとは別に、その考え方や方法について検討していく必要があります。」を削除することとし、今後、検討します。</p>

基本構想（案）に対する庁内意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する庁内意見等	対応方針（案）
<p>第6章 参加する主体の役割</p> <p>「計画等の策定者」に「市長」がなる場合もあるにも関わらず、市長が「計画等の策定者」と別の者として取り扱われている。この構図は市民にとっては理解できない。（西風新都整備部調整課）</p> <p>「庁内意見及び対応方針」で、当課の質問である「公聴会の主催が第三者となっているが、誰のことか？」に対して、「現時点では、審査会を考えている。」と回答されている。</p> <p>しかし、審査会は、図6では市長の枠の中に入っており、市長の諮問機関としての役目を負っているのに、「対象計画は、当面、広島市が策定する個別事業とする。」となっている。そのため、第三者機関としての働きができるとは思われない。利害関係がなく、公聴会の主催者となりうるものを別途検討すべきではないか。（水道局水質管理課）</p> <p>環境NPOとあるが、幅広い参加を求める意味から、環境NGO・NPOと記載してはどうか。（環境保全課）</p>	<p>確かに、市長が計画等の策定者となる場合もありますが、この場合、当然、市長は計画等の策定者の役割を担うことになり、この構図は理解していただけるものと考えています。</p> <p>図6の市長は、計画の策定者ではなく、本制度を運用する立場を示しており、その意味で、審査会は第三者となりうるものと考えています。</p> <p>「環境NGO・NPO」と修正します。</p>
<p>その他</p> <p>記述内容が抽象的すぎて、焦点が定まらない感じがする。分かりやすくするために、モデルケースを示し、事務の流れ、期間などが一目で分かるようにして欲しい。（環境政策課）</p> <p>前回提出した意見に対し、「都市計画に定める計画の場合、都市計画法の手続との整合性については、今後検討します。」と回答されている。しかし、当面、広島市が策定する計画のうち、環境に影響を及ぼすおそれのある事業の計画を対象とする上では、その多くが都市計画に定めるべき都市施設や事業となることが予想される。（例 指定都市高速道路：市が素案作成、県が都市計画決定、事業は県市出資の公社施行、 幹線道路[県道、市道]：市が都市計画決定及び事業施行、 ごみ焼却場等の廃棄物処理施設：市が都市計画決定及び事業施行、 市街地再開発事業：市が都市計画決定、組合等が事業施行。）このため、限定的に総合環境アセスメント制度を導入する場合においても、都市計画に定める施設、事業の取り扱いを明確にしておく必要があるため、計画調整課に対する情報提供及び事前の協議を十分に行っていただきたい。（計画調整課）</p>	<p>資料に、「総合環境アセスメントのイメージ」を記載します。また、具体的な手続きなどについては、今後、検討することとしています。</p> <p>本制度の運用等については、十分に関係課への情報提供、事前協議しながら検討します。</p>

基本構想（案）に対する庁内意見等及び対応方針（案）

基本構想（案）に対する庁内意見等	対応方針（案）
<p>環境省の動き、環境省と国土交通省との調整の状況及び各省の考え方などについて教えてほしい。（計画調整課）</p> <p>基本構想となっているが、内容的には手続き的な事項が大部分であり、違和感がある。手続き論よりは、環境目標の具体的な設定や現行制度の問題点の正確な認識などに力点を置かれるべきではないかと考える。（計画調整課）</p> <p>今回の構想（案）に対する意見照会を、市内部での検討を経ることなく、インターネットのホームページ上で市民に公開しているが、内容に市民に誤解をまねく表現が含まれている。事前に庁内で意見調整し、市の案となったものに対し市民の意見を求めるのが正しい手順と思うがいかがか。（西風新都整備部調整課）</p> <p>総合環境アセスメントを導入するとなると、計画策定段階での経費の増大、また施策の実施に至るまでの時間が長くなるという結果につながると考えられるが、財政局との調整はどのようになっているのか？また、経費と時間の増大を招いてもなお、この制度の導入が必要なのかについて、十分議論されているのか？（西風新都整備部調整課）</p> <p>第4、第5章に書かれている内容では、具体的な手続きの流れ、調査、予測、評価の中身が、イメージできない。例えば、現行の環境アセスメントとのすみ分けや都市計画手続きとの調整などうまくいくのかよくわからない。実行可能性について検討を深めてもらったうえでなければ議論ができない。（西風新都整備部調整課）</p>	<p>国の動きについては、十分に関係課へ情報提供します。</p> <p>基本構想は、本制度の基本理念やあり方をとりまとめるものであり、資料として、「総合環境アセスメントのイメージ」、「現行の環境アセスメント制度の限界」などを記載します。</p> <p>本制度は、計画等の策定に当たっては、できるだけ早い段階から情報を公開し、計画等への市民参加を推進していこうとするものであるので、基本構想の素案の段階から積極的に情報公開を行い、市民意見を求めることとしました。</p> <p>本制度については、財政局とも協議を行っており、今後とも、十分に関係課と協議を行ってまいります。</p> <p>資料に、「総合環境アセスメントのイメージ」などを記載するとともに、本制度の詳細な手続き等については、十分関係部局と協議しながら、検討します。</p>